

別紙 4

地下水と土を育む農畜産物等認証マークの取扱い

(目的)

- 1 この取扱いは、地下水と土を育む農畜産物等認証実施要領第2に規定される農畜産物等で使用するマーク（以下「マーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「くまモン」イラストとの関係)

- 2 マークの使用に関しては、平成29年3月31日付けくまもとブランド推進課長と農業技術課長との確認書に基づき、当該使用管理規程を適用し、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程の手続は不要とする。

(マーク)

- 3 マークは別添のとおりとする。

(マークの使用)

- 4 マークは、認証を受けた責任者等が生産した農産物、畜産物及び加工食品に表示するほか、熊本県、県内市町村、JA 等が周知啓発のためのポスター、チラシ、広告等に使用する。

(使用の許諾)

- 5 マークを使用しようとする認証を受けた生産者以外の者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に使用する場合を除き、あらかじめ知事の許諾を受けなければならない。

(表示方法)

- 6 認証を受けた責任者は、以下のとおり表示することができる。
 - (1) 認証を受けた責任者は、知事が作成したマークの基準に従い、自ら印刷、シールの作成等を行い使用する。
 - (2) マークの下部に認定書に記載されている認証番号を表示する。
 - (3) マークの色は、原則カラーとするが、包装資材等に直接印刷する場合、単色とすることができる。

(表示マークの信頼性の確保)

- 7 知事は、認証された取組が行われていないと認められる場合は、マークの使用を制限することができる。

(使用の非独占性等)

- 8 知事の許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

(使用の期間)

- 9 マークの使用期間は認証期間と同期間とする。

(使用料)

- 10 このマークの使用料については、当分の間無料とする。

(経費等の負担)

- 11 県は、この規程による使用申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 12 県は、マークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。なお、使用者は、マークを使用した商品等の瑕疵により県や第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い適切な処理を行うこと。

(情報の公開)

- 13 知事は、マークの使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

別添

1 認証マーク

【マーク例】



2 使用色

(基本色)

帽子	C	0	M	0	Y	50	K	0
帽子縁	C	40	M	0	Y	100	K	0
タオル	C	0	M	0	Y	42	K	0
タオル縁	C	0	M	50	Y	100	K	0
水滴	C	98	M	21	Y	0	K	5
水滴	C	25	M	0	Y	5	K	0
クローバー	C	60	M	0	Y	80	K	0
土	C	0	M	21	Y	53	K	25

なお、くまモンの指定色は、「くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引」によるものとする